

平成 27 年度徳島市市民病院事業会計予算

平成27年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	339床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入院患者数	99,186人
イ 外来患者数	111,780人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	271人
イ 外来患者数	460人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	794,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	10,244,373千円
第1項	医業収益	8,833,474千円
第2項	医業外収益	1,405,899千円
第3項	特別利益	5,000千円

支 出		
第1款	病院事業費用	10,135,559千円
第1項	医療費用	9,732,047千円
第2項	医療外費用	373,512千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額712,852千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,277千円、過年度分損益勘定留保資金710,575千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	1,213,741千円
第1項	企業債	814,000千円
第2項	負担金	399,741千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,926,593千円
第1項	建設改良費	840,810千円
第2項	企業債償還金	1,038,283千円
第3項	他会計借入金償還金	47,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	814,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,741,580千円

(2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、450,040千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	眼科手術システム	一式
	医療機械器具備品	X線TVシステム	一式
	医療機械器具備品	生理検査システム	一式
	医療機械器具備品	生体情報システム	一式
	医療機械器具備品	産婦人科用手術器	一式
	医療機械器具備品	汎用血管撮影装置	一式

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹